

あいち地域安全戦略 2023

～安全に安心して暮らせる愛知を目指して～

2021年 3月
愛知 県

は　じ　め　に

本県における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、2003年に戦後最多となる約22万5千件を記録し、深刻な治安状況になりました。これを打開するため、2004年に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定するとともに、2006年以降、短期・集中的な3年毎の「地域安全戦略」を5次にわたり改訂し、県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりのための取組を積極的に推進してまいりました。

この結果、2020年の刑法犯認知件数は約4万件となり、2003年の約2割まで減らすことができました。また、2007年以降、12年間、全国ワースト1位が続いた住宅対象侵入盗は、2019年にワーストを脱却することができました。

しかしながら、特殊詐欺は近年10億円以上の被害が発生しており、侵入盗、自動車盗は、全国ワースト上位を占めるなど、県民の安全・安心を脅かす犯罪が依然として多発していることから、新たに「あいち地域安全戦略2023」を策定することといたしました。

新たな戦略では、これまでの取組成果を踏まえて、従前の基本的戦略を継承しつつ、特殊詐欺や侵入盗、自動車盗への対策に重点的に取り組んでまいります。また、地域防犯の要となる防犯ボランティアの高齢化や特殊詐欺等の犯罪に若者が安易に加担してしまうなどの課題を踏まえ、若者世代の防犯意識・規範意識を醸成し、地域防犯への参画を促すとともに、再犯防止や犯罪被害者支援、性犯罪・性暴力への対策を推進するなど、社会情勢に即し、重点施策、主要事業を強化してまいります。

この戦略を関係機関とともに推進することにより、刑法犯認知件数を毎年減少させ、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。県民の皆様におかれましても、この取組に御理解と御協力をいただきますとともに、防犯意識を高め、地域防犯力の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

2021年3月

愛知県知事　大村　秀　章

目 次

1 本県の治安状況と課題	1～5
(1) 犯罪の発生状況とこれまでの取組	
(2) 課 題	
2 戦略策定の目的と展開	6～8
(1) 目 的	
(2) 展 開	
(3) 県民総ぐるみ運動	
3 戦略の目標	9
4 基本戦略	10
5 戦略の体系	11
6 基本戦略を推進するための施策	12～35

1 本県の治安状況と課題

(1) 犯罪の発生状況とこれまでの取組

本県における刑法犯認知件数は、1993年に戦後初めて10万件を超え、2003年には戦後最多となる約22万5千件を記録しました（注）。

こうした治安の悪化に対処するため、2004年4月に安全なまちづくりに関する取組の強化を目的とした「愛知県安全なまちづくり条例」を施行するとともに、同年8月に県、事業者などで構成する「愛知県安全なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設立しました。

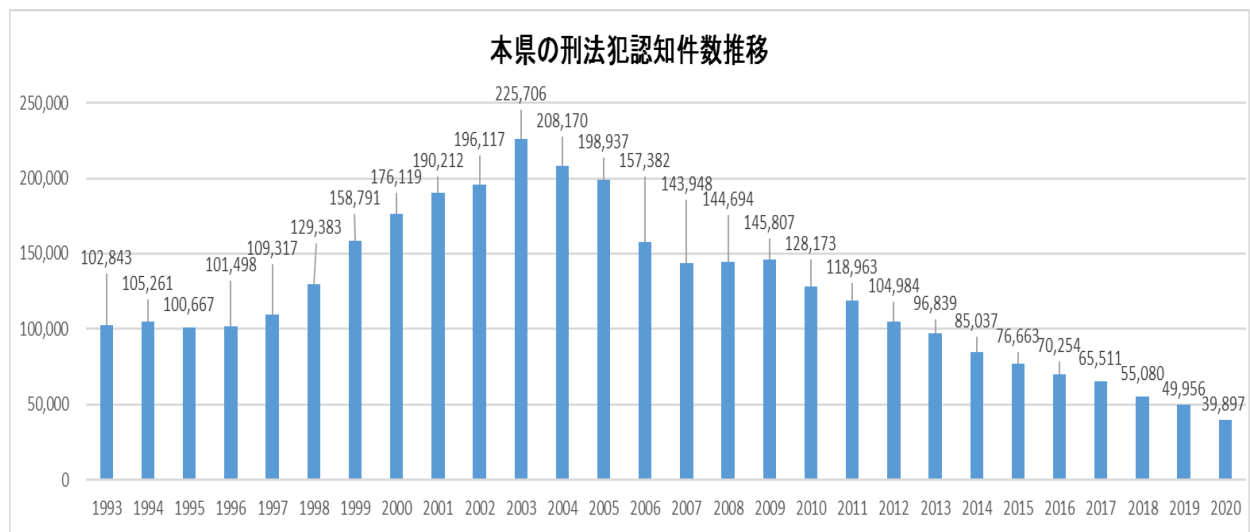
また、2006年を「治安回復元年」と位置付け、「2005年に約20万件発生している刑法犯認知件数を2015年までに半減させる」ことを政策目標に掲げ、3年毎に、「地域安全戦略」を策定し、短期・集中的に実効性の高い対策を強力に実施してまいりました。その結果、目標に掲げた2015年には、6割以上減少する約7万7千件となり、以降、引き続き、戦略改定を重ね、県、県教育委員会、県警察が連携を図りながら、安全な地域づくりへの支援、街頭犯罪等総合対策、検挙活動の強化など、各種の犯罪防止施策を実施してきました。

推進協議会においても、「地域安全戦略」に呼応する形で、県民、事業者、団体、市町村がそれぞれの立場において取り組むべき事項を示すものとして、2006年以降、5次にわたる「地域安全県民行動計画」を取りまとめ、地域が一体となった「県民総ぐるみ運動」を展開してきました。

このような取組により、2020年の刑法犯認知件数は約4万件となり、2003年の約2割まで減らすことができました。

（注） 全国では、2002年に戦後最多の約285万4千件を記録している。

【刑法犯認知件数の推移】



	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
認知件数 (件)	102,843	105,261	100,667	101,498	109,317	129,383	158,791	176,119	190,212	196,117
対前年比 (%)	4.1	2.4	-4.4	0.8	7.7	18.4	22.7	10.9	8	3.1

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
認知件数 (件)	225,706	208,170	198,937	157,382	143,948	144,694	145,807	128,173	118,963	104,984
対前年比 (%)	15.1	-7.8	-4.4	-20.9	-8.5	0.5	0.8	-12.1	-7.2	-11.8

↑
戦後最多

〔 ← 緊急3か年戦略 → 〕 〔 ← 新3か年戦略 → 〕 〔 ←

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
認知件数 (件)	96,839	85,037	76,663	70,254	65,511	55,080	49,956	39,897
対前年比 (%)	-7.8	-12.2	-9.8	-8.4	-6.8	-16	-9	-20.1

戦略2015 → 〕 〔 ← 戦略2017 → 〕 〔 ← 戦略2020 → 〕

（２）課 題

2020年における本県の刑法犯認知件数は、2006年以降、5次にわたる地域安全戦略の取組により、戦後最多を記録した2003年と比べて約2割まで減少しました。

また2019年には、住宅対象侵入盗（注１）の認知件数を13年ぶりに全国ワースト1位返上することができ、2020年も減少傾向を維持することができました。

しかしながら、認知件数が減少する個別の犯罪についても、特殊詐欺（注２）は近年10億円以上の被害が発生しており、組織化された犯行グループによる侵入盗、特定車種を狙う自動車盗が発生するなど、県民の安全安心を脅かしています。

さらには、児童虐待を始めストーカー、DVなど、社会的弱者が被害者となる犯罪も依然として後を絶たないなど、今後も継続して、これら犯罪の抑止対策を推進していく必要があります。

これらの要因としては、インターネットなどの通信網の高度化による急速なＩＴ化の進展や交通網の整備などにより、犯罪の広域化が進み、これまで以上に犯罪が悪質かつ多様化、巧妙化していることが考えられます。

また、県民一人一人の生活様式の変化や多様化を背景として、地域連帯感の希薄化や規範意識の低下も要因の一つと考えられます。

こうしたことから、県を始めとした関係機関から、積極的な情報発信を行うことにより、県民一人一人の防犯に対する知識を高め、具体的な防犯活動を促進するとともに、自主防犯団体の設立と活発化を促進することにより地域防犯力を高めていかなければなりません。

また、住宅や道路、駐車場や公園等の防犯環境の整備、防犯性の高い住まいやまちづくり、繁華街等の風俗環境の浄化や暴力団排除に加え、犯罪をした者等の多くが再び犯罪に手を染めてしまっている状況への対策など、

犯罪の起きにくい社会をつくることも重要です。

さらに、自転車盗などの認知件数の多い犯罪や被害者の尊厳を著しく傷つける性犯罪・性暴力、サイバー空間における犯罪など、県民の安全・安心を脅かす犯罪に対して、迅速かつ的確に対応し、被害の未然・拡大防止を図らなければなりません。

こうした課題に対しては、安全に安心して暮らせる社会の実現を進める上で、市町村や関係機関・団体と連携して情報の共有化を進め、地域を挙げて取り組む必要があります。

（注１）住宅対象侵入盗：空き巣、忍込み、居空きを指す。

（注２）特殊詐欺：不特定多数の人に、電話等の通信手段を使って、対面しないで相手をだまして金品をだまし取るあるいは盗み取る犯罪の総称。オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗がある。

犯罪の発生要因

犯罪の発生要因については、様々なものが複合的に絡み合っており、特定することは困難ですが、概ね、次のようなことが考えられます。

a 地域連帯感の希薄化と一人一人の防犯意識の不足

近年、都市化、核家族化、生活様式の多様化などを背景として、地域の絆が薄れ、自治会活動など地域の活動が低迷し、青少年に対する地域の教育力も低くなってきています。こうした状況が要因となって、従来、地域社会が有していた犯罪抑止機能が低下してきたと考えられます。

また、防犯意識の向上も見られるようになってきたとはいえ、いまだに無施錠による被害が多数ある（2020年、住宅対象侵入盗の35.6%、自転車盗の61.3%）など、一人一人の心掛けで防ぐことのできる犯罪が相当数みられます。

b 規範意識の低下

最近では青少年の規範意識の低下だけではなく、本来、青少年を指導し、模範となるべき大人においても規範意識の低下が見られるほか、サイバー空間における違法情報・有害情報の氾濫が、その低下に一層の拍車をかけ、アルバイト感覚で特殊詐欺等の犯罪に加担する者を生みやすくしていることなど、こうした状況も犯罪が発生する要因となっていると考えられます。

c 犯罪の多様化・巧妙化・グローバル化

インターネットなどの通信網の高度化や交通網の整備などにより、組織的窃盗団の暗躍や犯罪の広域化が進み、これまで以上に犯罪が多様化・巧妙化しています。

また、来日外国人犯罪では、世界規模で活動する犯罪組織が国内の犯罪組織と結びつき、より大規模に犯罪を敢行しており、様々な国籍の構成員が役割を分担し、犯行関連場所が日本国内にとどまらず、複数国に及ぶなど犯罪のグローバル化が進んでいます。

d 生活環境等の変化

人通りが少なく、暗く、見通しの悪い、道路や公園、駐車場等が、ひたたくりや車上ねらいといった街頭犯罪、子供や女性が被害に遭う連れ去りや痴漢等の犯罪につながっており、また、高層化等の住環境の変化が死角を生み、住宅への侵入盗などが発生する一因となっています。

さらに、繁華街に見られる違法駐車や違法広告看板、落書き等も、犯罪を誘発する一因となっています。

この戦略では、このような様々な要因を分析し、適切な犯罪防止対策を講じていくこととしています。

2 戦略策定の目的と展開

(1) 目 的

刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、2021年度から2023年度までの3年間で、実効性の高い施策を強力に実施するために「あいち地域安全戦略2023」（以下「新戦略」という。）を策定します。

(2) 展 開

「新戦略」を総合的に実施するため、県、県教育委員会、県警察が連携を強化して、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。

具体的には、地域防犯力の向上と自主防犯団体の設立促進、若者世代の参画を含めた防犯活動の活発化に向けた支援を引き続き強力に進めます。また、特殊詐欺、侵入盗、サイバー空間における犯罪や、子供・女性・高齢者・障害者を対象とした犯罪への対策と検挙活動を強化するとともに、防犯環境の強化、再犯防止対策の推進、犯罪被害者等への支援、性犯罪・性暴力防止対策の強化を実施していきます。

さらに、地域が一体となった取組を進めるために、推進協議会において県民、事業者、団体、市町村の様々な取組と目標を定めた県民行動計画を、「新戦略」に呼応する形で新たに策定し（以下「次期県民行動計画」という。）、「県民総ぐるみ運動」へと展開します。

(3) 県民総ぐるみ運動

県民総ぐるみ運動は、「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」の3N（ない）のスローガンを掲げ、県民や事業者、団体、市町村の幅広い参加を得て展開し、犯罪防止に対する気運を高め、安全に安心して暮らせる愛知を目指していきます。

＜県民総ぐるみ運動のスローガン＞

3N（ない）

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」

○「犯罪にあわない」

犯罪の防止は、県民の皆様ご自身の安全にかかる大切な問題です。まず、自分が犯罪にあわないよう自らの行動に気をつけることが重要です。そのためには、防犯に関心を持って、自分でできる具体的な防犯対策を実施していただくことが必要です。

○「犯罪を起こさせない」

地域防犯力を高め、犯罪を起こさせない環境づくりに地域を挙げて取り組むことが必要です。地域の人々が共同で地域環境を調査し、対策について話し合い、防犯対策を進めることが大切です。

○「犯罪を見逃さない」

犯罪が目の前で起きていたり、不審者（車）を発見したりしたら、まず、警察へ通報していただくことが重要です。また、状況によっては、声かけなどにより犯罪を未然に防ぐことも必要です。

戦略策定の展開イメージと役割分担

安全に安心して暮らせる愛知



刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、
安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

県民運動・防犯キャンペーン・自主防犯活動など、
様々な取組を通じて、刑法犯認知件数の減少を目指します。



あいち地域安全戦略 2023

県民の安全・安心を脅かす犯
罪等の抑止に向けた短期・集
中的な施策

◎愛知県

- ・県民総ぐるみ運動の展開
- ・防犯活動の支援・助言
（市町村・地域）
- ・防犯の広報啓発
- ・防犯環境の整備 など

◎教育委員会

- ・子供の安全確保対策の推進
- ・防犯教育の推進
- ・防犯の広報啓発 など

◎警察

- ・犯罪防止活動
- ・防犯活動の支援・助言
- ・防犯の広報啓発
- ・犯罪の検挙・取締り など



次期県民行動計画

県民・事業者・団体・市町村の取組

◎県民・事業者・団体

- ・防犯知識の向上
- ・防犯活動の実施
- ・地域の連帯強化
- ・地域の防犯活動への参加 など

◎市町村

- ・地域の防犯体制の促進
- ・地域の防犯活動の支援
- ・防犯の広報啓発 など

3 戦略の目標

刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、
安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2020年における本県の刑法犯認知件数については、2006年以降、5次にわたる地域安全戦略の取組により、戦後最多を記録した2003年と比べて、約2割まで減少しました。

これまでの取組による成果を一步ずつ前進させ、治安回復をより確実なものとするため、刑法犯認知件数については「毎年減少させる」ことを目標とし、更なる減少を目指します。

なお、多発している特殊詐欺、侵入盗、自動車盗の3つの犯罪への対策を最重点として取り組んでいきます。

4 基本戦略

目標を達成するために、特に重点的に取り組むべき3つの基本戦略を設定しました。

I 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子供から大人まで、県民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるように、啓発や情報提供を行い、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開して、防犯意識の醸成を図ります。

また、自主防犯組織の設立促進と活動の活発化を図るとともに、市町村が行う安全なまちづくり施策に対する協力、助言等を行い、県民、事業者、団体、市町村と連携を図りながら、地域防犯力を向上させます。

特に、若者世代への広報、啓発活動を推進し、防犯意識、規範意識の醸成を図るとともに、地域防犯への参画を働きかけます。

II 犯罪の起きにくい社会づくり

再犯防止対策の推進や犯罪防止に配慮した住宅・公園・道路等の整備・普及、犯罪の温床となる歓楽街の環境浄化など、犯罪の起きにくい社会づくりを進めます。

III 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗の対策に取り組むとともに、学校、地域、家庭、警察などが一体となって、子供を犯罪から守るための安全対策や女性・高齢者・障害者が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や新手の犯罪、サイバー空間における犯罪、性犯罪・性暴力への対策など県民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止・被害者の支援を推進します。

5 戦略の体系

目 標：刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3つの基本戦略

重点的に取り組む28の施策

I 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

- 1 県民総ぐるみ運動を展開します。
- 2 県民への情報提供を推進し、具体的活動を促進します。
- 3 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。
- 4 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。
- 5 事業者、団体の安全なまちづくりへの参画を促進します。
- 6 若者世代の防犯意識、規範意識の醸成を図ります。

II 犯罪の起きにくい社会づくり

- 7 規範意識向上のための啓発と教育の充実を図ります。
- 8 再犯防止の対策を推進します。
- 9 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進に努めます。
- 10 防犯カメラの設置を促進します。
- 11 治安悪化要因への対策を推進します。
- 12 歓楽街における環境の浄化を図ります。
- 13 外国人も安心して暮らせるための支援と不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。

III 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

- ＜個別の犯罪に対する広報啓発活動、検挙活動・街頭活動の重点実施＞
- 14 県民への情報提供活動を推進するとともに、検挙活動・街頭活動を重点的に実施します。
- ＜県民に多大な不安を与える犯罪への対策＞
- 15 特殊詐欺の対策を推進します。
 - 16 住宅対象侵入盗を始めとする侵入盗の対策を推進します。
 - 17 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。
 - 18 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。
 - 19 薬物乱用防止の対策を推進します。
 - 20 暴力団対策を推進します。
 - 21 サイバー空間の安全と安心を確保するための対策を推進します。
- ＜子供の安全対策の推進＞
- 22 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。
 - 23 インターネット上の犯罪から子供を守る取組を推進します。
 - 24 児童虐待防止の対策を推進します。
- ＜女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりの推進＞
- 25 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。
 - 26 ストーカーやDVの対策を推進します。
- ＜犯罪被害者等への支援＞
- 27 犯罪被害者等を支援します。
 - 28 性犯罪・性暴力の対策を強化します

6 基本戦略を推進するための施策

3つの基本戦略の下に、重点的に取り組む28の施策と108の主要事業を位置付け、それぞれの主要事業には、3年間で実施していく具体的な事業計画等を設定します。

主要事業を着実かつ積極的に実行することで、刑法犯認知件数を減少させます。中でも、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗など県民の安全・安心を脅かす犯罪や、刑法犯認知件数に占める割合の高い犯罪の防止に重点的に取り組みます。

また、若者世代の防犯意識、規範意識の醸成を図るとともに、再犯防止対策の推進や犯罪被害者等への支援、性犯罪・性暴力の対策強化にも取り組んでいきます。

【基本戦略Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上】

1 県民総ぐるみ運動を展開します。

県民、事業者、団体、市町村の参加を得て、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

主要事業	事業計画等	実施部局
① 安全なまちづくり 県民運動の実施	市町村、防犯協会、事業者団体等と連携して、四季の県民運動を実施します。	防災安全局 警察本部
② 安全なまちづくり 愛知県民大会の開催	安全なまちづくりの重要性を広く県民にアピールするため、県民大会を開催します。	防災安全局 警察本部
③ 防犯キャンペーン 等の実施	市町村、防犯協会や地域の防犯ボランティア団体などと協働して防犯キャンペーン等を実施します。	防災安全局 警察本部
④ 新戦略に呼応した 県民行動計画の策定	新戦略に呼応する形で、市町村、事業者、地域団体、県民が取り組むべき事項を示す「あいち地域安全県民行動計画」を策定し、具体的な取組の促進を図ります。	防災安全局

2 県民への情報提供を推進し、具体的活動を促進します。

県民、事業者、団体、市町村など、地域が一体となった防犯対策を推進するため、広報紙、ホームページ等の各種広報媒体の活用やイベントの開催・共催などを通じて、犯罪防止の情報提供を進め、具体的な活動を促進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑤ 広報紙、各種窓口対応時等による広報啓発活動の推進	広報紙、ホームページ等の各種広報媒体の活用やイベントの開催・共催、各種行政手続きの窓口対応など様々な機会に、犯罪防止の情報提供を推進し、具体的な活動を促進します。	防災安全局 始め関係局 警察本部
⑥ 防犯ネットワーク等を活用した防犯情報の提供	防犯ボランティア団体等のネットワークやSNS、ホームページ等を活用した情報提供を実施します。また、必要な情報を、必要とする県民に届けるための、新たな情報提供ルートの開拓を推進します。	防災安全局 警察本部
⑦ 他事業と連携した啓発活動の推進	合同キャンペーン等の実施により、啓発活動の機会拡充を推進します。	防災安全局 警察本部

3 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。

犯罪の防止に大きな効果がある自主防犯団体の設立を促進するとともに、地域の特性に合った自主防犯活動の取組をさらに促進し、活動の活発化を支援します。また、地域の自主防犯活動を推進するため、防犯ボランティアを養成します。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑧ 自主防犯団体の設立促進	防犯活動資材の提供などを行い、自主防犯団体の設立を促進します。また、防犯ボランティア活動中に、死亡、負傷した場合に見舞金を支給します。	防災安全局

⑨ 自主防犯団体活動の活発化支援	安全なまちづくり活動推進員によるアドバイスや青パト隊等への研修、合同活動等を推進し、活動の活発化を支援します。	防災安全局 警察本部
⑩ 地域の特性に合った自主防犯活動の取組の促進	地域の特性に合った防犯活動に取り組む自主防犯団体等に支援を行い、その活動内容を広く普及させます。	防災安全局
⑪ 活動功労者等に対する表彰の実施	防犯活動等に功労のあった個人・自主防犯団体・地域団体に対し表彰を行います。	防災安全局 警察本部
⑫ 団体間の情報共有、交流促進	ホームページ等によるボランティア活動等の情報提供や、情報交換会の開催などを行います。	防災安全局 警察本部
⑬ 防犯ボランティア活動リーダーの養成	防犯活動の指導、助言を行えるリーダーを養成します。	防災安全局
⑭ 防犯ボランティア研修の参加促進	自主防犯団体への参加促進や防犯ボランティア活動の活性化を目的とした研修を実施します。また、各市町村における研修の開催を促進します。	防災安全局 警察本部

4 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。

市町村に対して、安全なまちづくりを推進するための協力や助言等を行います。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑮ 安全なまちづくりの推進に係る助言、施策の促進	担当者研修会や安全なまちづくり対策ブック会議等を開催し、安全なまちづくりに係る体制づくりと関係施策を促進します。	防災安全局 警察本部
⑯ 防犯情報の提供	刑法犯認知件数や各種防犯対策などの防犯情報を提供します。	防災安全局 警察本部

5 事業者、団体の安全なまちづくりへの参画を促進します。

事業者、団体による自主防犯活動の実施や防犯ボランティア活動への参加を促進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
①⑦ 安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度の推進	事業者、団体に対して、安全なまちづくり活動への参加を促進するため、パートナーシップ制度への参加登録を促進します。	防災安全局
①⑧ 防犯CSR活動の促進	事業者への活動の働きかけや連携した防犯活動の実施、ホームページ等による活動の紹介などにより、防犯CSR活動の活発化を促進します。	防災安全局 警察本部
①⑨ 新たな防犯対策の普及促進	事業者との連携を深め、防犯情報を提供するなどし、企業の持つ技術の防犯対策への活用を検討し、犯行手口に対応した新たな施錠設備など、防犯対策の普及を促進します。	防災安全局 警察本部

(注) CSR：企業の社会的責任、Corporate Social Responsibilityの略

6 若者世代の防犯意識、規範意識の醸成を図ります。

若者世代に向けた防犯に関する情報発信、広報啓発や学生防犯ボランティア等と連携した活動、学生防犯ボランティア団体の設立、活発化支援を行い、若者世代の防犯意識、規範意識を醸成します。

主要事業	事業計画等	実施部局
②⑩ 学生防犯ボランティア等と連携した各種啓発活動の推進	防犯に関する各種啓発活動において、学生防犯ボランティア等と連携した啓発活動を推進します。	防災安全局
②⑪ 学生防犯ボランティア団体の新規設立支援、活動の活発化を促進	学生防犯ボランティア団体の新規設立支援、合同啓発活動等による活動の活発化を促進します。	防災安全局

②② 若者世代を対象とした情報発信、広報啓発活動の推進	若者世代を対象とした、SNSやホームページ等による情報発信、防犯講話、啓発チラシの作成・配布等、広報啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部
-----------------------------	---	---------------

【基本戦略Ⅱ 犯罪の起きにくい社会づくり】

7 規範意識向上のための啓発と教育の充実を図ります。

道徳教育及び少年非行防止対策を推進し、規範意識の向上を図ります。

主要事業	事業計画等	実施部局
②③ 規範意識の向上	道徳教育や防犯講話等を通じて、社会秩序維持の基本である規範意識の向上を図ります。	教育委員会 警察本部
②④ 少年非行防止対策の推進	暴走族を始めとする非行集団に対する取締りにより少年の非行を防止します。また、愛知県青少年保護育成条例の適正な運用や青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動を実施し、JKビジネス等の青少年の健全な育成を阻害する環境から青少年を守ります。	警察本部 県民文化局 教育委員会

8 再犯防止の対策を推進します。

再犯の防止を推進するため、愛知県再犯防止推進計画に基づき、犯罪をした者等への就業機会や住居の確保等の支援に努めるとともに、県民の理解を深めるための広報啓発活動を実施します。

主要事業	事業計画等	実施部局
②⑤ 国・民間団体等との連携強化	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう、関係機関との連携や、情報共有に努めます。 「愛知県再犯防止連絡協議会」を開催し、再犯防止推進計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。	防災安全局 福祉局 労働局
②⑥ 就労・住居の確保のための取組	犯罪をした者等が地域において生活を営むための就業機会や、住居の確保のための支援を推進します。	福祉局 労働局 建築局 警察本部

②⑦ 保健医療・福祉サービス利用の促進	高齢者や障害者の再犯防止を図るため、関係機関との連携のもと、円滑な福祉サービスを利用できるよう支援を促進します。 薬物依存の問題を抱える者については、関係機関との連携によって、本人の回復支援や家族に対する支援を推進します。	福祉局 保健医療局 警察本部
②⑧ 非行防止及び学校等と連携した修学支援等の推進	学校等における児童生徒の非行防止に向けた取組や、継続的な学校教育を始めとした修学等の支援を推進します。	教育委員会 県民文化局 警察本部
②⑨ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の推進	非行少年の立ち直り支援や高齢者・障害者、性犯罪者等に対する指導及び支援、女性特有の問題に着目した指導及び支援など、犯罪をした者等の特性に応じた支援を推進します。	福祉局 保健医療局 警察本部
③⑩ 民間協力者の活動促進、広報啓発活動の推進	関係機関・団体等と連携し、ボランティア活動の振興、再犯防止の施策推進に必要な不可欠となる民間協力者の活動促進に向けた取組への協力を行います。犯罪や非行の防止等、県民に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。	防災安全局 福祉局 県民文化局 警察本部

参考：愛知県再犯防止推進計画

2016年12月に「再犯の防止等に関する法律（再犯防止推進法）」が公布・施行され、再犯等の防止に関しての地方公共団体の責務が明示されるとともに、2017年12月には国が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定された。これを受け、愛知県では2018年6月に「愛知県再犯防止連絡協議会」を設置し、民間団体、国の関係機関と協議を重ね、2021年3月に策定、2021年4月から取り組みを開始する。

9 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進に努めます。

防犯上の指針に適合した住宅・公園・道路・自動車駐車場等の整備と普及等、防犯性の高い住まい・まちづくりを推進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
③① 犯罪の防止に配慮した公園、道路、自動車駐車場等の整備・維持管理及び公営住宅等の整備修繕並びに住宅団地等の普及	照明灯の設置、剪定等による見通しの確保など、犯罪の防止に配慮した公園、道路、自動車駐車場等の整備・維持管理、公営住宅等の整備修繕を推進し、都市計画等の機会を捉えた犯罪防止に必要な情報提供と防犯環境の整備に対する助言・支援を実施します。	建設局 都市整備局 建築局 防災安全局 警察本部
③② 防犯性能に優れた住宅・マンション等の普及	C P建物部品（防犯性能の高い建物部品）の活用や防犯住宅認定制度・防犯優良マンション認定制度の普及など、犯罪の防止に配慮した民間住宅の普及を促進します。	建築局 警察本部 防災安全局
③③ 街路灯、センサーライト、補助錠等防犯設備の普及促進	犯罪の抑止に効果的なセンサーライトや補助錠等の防犯設備の普及を促進します。 また、自主防犯団体等が行うセンサーライト及び補助錠等の設置を含む地域の特性に合った防犯活動や、商店街振興組合等が行う街路灯の設置を含む地域の防犯活動を支援します。	防災安全局 経済産業局 警察本部
③④ 空き家対策の促進	犯罪を誘発するおそれがあり、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な空き家について、除却や適正管理、利活用を推進する市町村の取組を支援します。	建築局

参考：住宅や道路等に係る防犯上の指針について

犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることを目的とし、住宅や道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示すもの。愛知県安全なまちづくり条例に基づき、「住宅に関する防犯上の指針」及び「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」を定め、2004年7月から施行している。

10 防犯カメラの設置を促進します。

防犯カメラの設置を促進し、犯罪を抑止します。

主要事業	事業計画等	実施部局
③⑤ 防犯カメラの普及促進	防犯カメラの設置場所の選定など、設置に係る支援を実施し、普及を促進します。また、自主防犯団体等が行う防犯カメラのレンタル設置を含む地域の特性に合った防犯活動や、商店街振興組合等が行う防犯カメラの設置を含む地域の防犯活動を支援します。	防災安全局 経済産業局 警察本部
③⑥ 歓楽街等における防犯カメラの設置及び運用	歓楽街等において防犯カメラを設置した上、運用し、犯罪の抑止を図ります。	警察本部

11 治安悪化要因への対策を推進します。

犯罪インフラ対策を推進するとともに、街頭活動や捜査活動等を強化するための体制の充実を図ります。

主要事業	事業計画等	実施部局
③⑦ 犯罪インフラ（注1）対策の推進	携帯電話の不正取得、転売目的の口座開設、盗品買取等の犯罪インフラ事犯（注2）に対する取締りを推進します。	警察本部
③⑧ 治安基盤の整備	街頭活動や捜査活動等の強化のため、人的基盤の強化、捜査支援資機材の整備など、体制の充実を推進します。	警察本部

（注1）犯罪インフラ：犯罪を助長し、又は容易にする基盤（手段、仕組みなど）のことをいう。具体的には、在留資格を不正に取得させる手段となる偽装結婚・偽造認知等のように、その行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法なものであっても、犯罪に悪用されている他人名義の携帯電話や預貯金口座なども犯罪インフラに含まれる。

（注2）犯罪インフラ事犯：犯罪インフラを取得またはその状態を作る犯罪をいう。

12 歓楽街における環境の浄化を図ります。

栄地区、名古屋駅地区、豊橋市松葉地区などの歓楽街において、地域住民と協働して環境浄化活動を行います。また、酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例（以下「ぼったくり防止条例」という。）等に基づき、違法風俗店等の取締りを推進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
③⑨ 環境浄化による歓楽街を中心とした地域の活性化支援	環境浄化活動への参加と活動の持続を図るため、関係者との情報共有やネットワークの構築を推進します。	警察本部
④⑩ 違法風俗店等の取締りの推進	「ぼったくり防止条例」等の各種法令を多角的に活用して、違法風俗店、賭博店等の取締りを推進します。	警察本部
④⑪ 暴力団排除活動の推進と暴力団・来日外国人による犯罪の取締りの推進	愛知県暴力団排除条例に基づき、暴力団排除活動を強力に推進し、その資金源を遮断します。また、暴力団・来日外国人による暴力行為等の不法事案の取締りを推進します。	警察本部

13 外国人も安心して暮らせるための支援と不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。

外国人への情報提供や就学等の支援を推進します。また、不法滞在外国人を減少させるため、広報啓発や関係機関と連携した取締りを推進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
④⑫ 多言語による情報提供及び多文化共生教育の支援	多言語による広報紙の発行等、情報提供を推進します。 また、就学前の外国人の子供への日本語指導や学校生活指導を実施し、多文化共生教育を支援します。	県民文化局 警察本部
④⑬ 在留外国人の安全確保のための総合対策の推進	外国人向けテレビ・ラジオによる情報提供や、外国人を対象とする防犯講話などの実施により、在留外国人の安全確保のための総合対策を推進します。	警察本部

④④ 不法就労・不法滞在防止等のための広報啓発活動の推進	広報メディア等を活用し、不法就労・不法滞在防止のための広報啓発活動を推進します。	警察本部 県関係局
④⑤ 不法就労・不法滞在の取締りの推進	不法就労・不法滞在の取締りを推進します。	警察本部

【基本戦略Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進】

＜個別の犯罪に対する広報啓発活動、検挙活動・街頭活動の重点実施＞

14 県民への情報提供活動を推進するとともに、検挙活動・街頭活動を重点的に実施します。

特殊詐欺、侵入盗や自動車盗等の県民の安全・安心を脅かす犯罪や、自転車盗や万引きなどの認知件数の多い犯罪に対する県民への情報提供を推進します。また、これらの犯罪を抑止するために、検挙活動・街頭活動を重点的に実施します。さらに、新たな犯罪への対策など犯罪情勢に応じて迅速に対応します。

主要事業	事業計画等	実施部局
④⑥ 犯罪情勢に即応した広報啓発活動の推進	犯罪情勢を踏まえた広報啓発活動により、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗等、個別の犯罪に対する重点的な情報提供を推進します。	防災安全局 警察本部
④⑦ 多発する地域における防犯活動の推進	地域の団体等と協働した街頭キャンペーンやパトロール活動、防犯教室、防犯訓練などの防犯対策を推進します。	防災安全局 警察本部
④⑧ 各種業界とのタイアップによる防犯キャンペーン等の実施	商店街振興組合、放送業界、住宅・自動車等の各種業界とのタイアップによる防犯キャンペーン等の広報啓発を実施します。	防災安全局 警察本部
④⑨ 街頭活動及び重要事件その他多発する犯罪に対する検挙活動の推進	街頭活動を強化するとともに、重要事件その他多発する犯罪に対して検挙活動を推進します。	警察本部

＜県民に多大な不安を与える犯罪への対策＞

15 特殊詐欺の対策を推進します。

手口が年々巧妙化する特殊詐欺の対策として、被害者層に応じた被害防止活動や県民、事業者等と一体となった被害防止などの取組を進め、特殊詐欺の被害を「毎年減少させる」ことを目標とし、更なる減少を目指します。
参考：2020年特殊詐欺の被害件数及び被害額 569件 約13億円（暫定）

主要事業	事業計画等	実施部局
⑤⑩ 被害者層に応じた被害防止活動の推進	特殊詐欺被害防止コールセンターを活用するほか、様々な機会や媒体を活用し、被害者年齢層に応じたオレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺等の啓発を行うなど、被害防止活動を推進します。	警察本部 防災安全局
⑤⑪ 金融機関等と連携した被害防止活動の推進	声掛け訓練や合同啓発キャンペーンの実施、ATMにおける利用限度額制限の実施に向けた働き掛け、全件通報など、金融機関と連携した被害防止活動を推進します。	警察本部 防災安全局
⑤⑫ 県民、事業者等と一体となった被害防止活動の推進	県民、事業者、関係機関・団体の被害防止に向けた自主的な取組を促進するとともに、県民等と一体となった取組を通じて家族の絆や地域の絆の強化を図り、特殊詐欺の被害者を生まない環境づくりを推進します。	警察本部 防災安全局
⑤⑬ 被害防止機器の普及促進	イベント等において被害防止電話等の被害防止機器を紹介し、機器の普及を促進します。	警察本部 防災安全局
⑤⑭ 捜査情報の収集の推進	特殊詐欺に関する預貯金口座や電話番号等の情報を収集し、特殊詐欺に利用された預貯金口座や電話番号を無力化するとともに、検挙活動に活用することで、犯罪を抑止します。	警察本部
⑤⑮ 新たな手口、多発手口の効果的な情報発信	多様化する犯罪手口に対応するため、新たな手口、多発している手口について、情報収集し、タイムリーに情報発信をして、被害の未然防止、拡大防止を図ります。	警察本部 防災安全局
⑤⑯ 若者世代への啓発活動の推進	若者世代の防犯意識を醸成し、「受け子」「架け子」（注）等、特殊詐欺に加担しない情報発信、啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部

（注）受け子、架け子：特殊詐欺の犯行グループにおける、現金やキャッシュカード等を直接受け取る者（受け子）、電話をかけマニュアル等によって被害者を欺罔する者（架け子）を言う。

16 住宅対象侵入盗を始めとする侵入盗の対策を推進します。

住宅対象侵入盗の対策として、窓ガラスやドア等の建物部品を破壊して侵入する被害が多いため、CP建物部品や補助錠の普及、防犯診断を含めた防犯教室の開催及び防犯設備アドバイザーの派遣などの取組を進め、また、店舗、会社事務所等への侵入盗対策として、組織窃盗集団等に狙われないまちづくりを目指し、不審者（車）発見の際の通報の促進や現金不保管の啓発等を推進し、侵入盗の認知件数を「毎年減少させる」ことを目標とし、さらなる減少を目指します。

参考：2020年侵入盗の認知件数 2,648件

主要事業	事業計画等	実施部局
⑤⑦ 多発地域における抑止対策の推進	被害が多発する地域において検挙活動を強化するとともに、集中的な防犯診断等を推進します。	警察本部
⑤⑧ 防犯器具（CP建物部品）等の普及促進	住宅フェア等のイベントにおいてCP建物部品（防犯性能の高い建物部品）の紹介を行うなど、防犯器具の普及を促進します。	警察本部 防災安全局
⑤⑨ 関係団体と連携した防犯対策の推進	愛知県住宅防犯対策協議会等の関係団体と連携して、住宅ドロボウ通報応援制度等の広報を実施し、不審者（車）を発見した際の警察への情報提供を促進するなど、防犯対策を推進します。	警察本部 防災安全局 建築局
⑥⑩ 防犯設備アドバイザーの派遣	住宅防犯等に関する専門知識を有するアドバイザーの派遣を推進します。	警察本部
⑥⑪ 不要不急の現金不保管の啓発	組織窃盗集団等に狙われないまちづくりを目指して、住宅、会社、事務所、店舗等に不要不急の現金を保管しないように啓発を推進します。	警察本部 防災安全局

17 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。

自動車盗を始めとする自動車関連窃盗への対策として、盗難自動車等の流通阻止に向けた対策や防犯性の高い自動車の開発、普及を促進するなどの取組を進め、自動車盗の認知件数を「毎年減少させる」ことを目標とし、更なる減少を目指します。

参考：2020年自動車盗の認知件数 500件

主要事業	事業計画等	実施部局
⑥② 防犯性の高い駐車場の普及促進	駐車場の所有者・管理者に対し防犯カメラやミラー、照明灯等防犯設備の設置を働きかけ、防犯性の高い駐車場の普及を促進します。	警察本部 防災安全局
⑥③ 盗難自動車等の流通阻止に向けた対策の推進	被害が多発する地域において、検挙活動を強化するとともに、盗難自動車の解体等に利用されるおそれのあるヤード（注１）の実態把握や違法ヤードに対する取締り及び盗難自動車部品等の輸出阻止に向けた関係機関との連携を強化します。また、不審者（車）を発見した際の警察への情報提供を推進するなど、地域が連携して抑止に取り組みます。	警察本部 防災安全局
⑥④ 自動車関連事業者との連携の推進	自動車メーカー等に防犯情報を提供し、防犯性の高い自動車の開発、普及を促進します。 また、愛知県自動車盗難等防止協議会と連携して自動車関連窃盗情報報奨金制度の活用やリレーアタック防止缶（注２）やハンドルロック、タイヤロック、ナンバープレート盗難防止ネジ等の盗難防止器具の普及促進を始めとした啓発活動等を推進します。	警察本部 防災安全局

（注１）ヤード：周囲が鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の保管・解体、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設をいう。

（注２）リレーアタック防止缶：自動車盗の手口として、特殊な機械でリモコンキーの電波の受信を強化させ、あたかも車両の近くにキーがあるように誤認させ、解錠しエンジンをかけて盗む手口があり、この種の手口は、リモコンキーをブリキ缶等に入れておくことで、電波をある程度遮断し、防止が期待できる。

18 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。

認知件数が多い自転車盗、万引き、自動販売機ねらいへの対策に取り組みます。

参考：2020年自転車盗の認知件数 7,293件

2020年万引きの認知件数 5,620件

2020年自動販売機ねらいの認知件数 368件

主要事業	事業計画等	実施部局
⑥5 自転車盗対策の推進	駐輪場の所有者・管理者への防犯カメラや照明灯設置の働き掛けや、愛知県自転車モーター商協同組合と連携した防犯キャンペーン等による施錠の徹底等の被害防止対策を推進します。	警察本部 防災安全局 都市整備局
⑥6 万引き対策の推進	非行防止教室等の開催を通じて、啓発活動を推進します。	警察本部 県民文化局 防災安全局 教育委員会
⑥7 自動販売機ねらい対策の推進	事業者に対し、対策の強化を要請します。また、自動販売防犯対策協議会と連携し、情報報奨金制度の活用や啓発活動等、設置者に対する防犯対策を推進します。	警察本部 防災安全局

19 薬物乱用防止の対策を推進します。

関係機関と連携し薬物乱用防止に向けた広報啓発活動を実施するとともに、薬物乱用者等に対する取締りを強化します。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑥8 薬物乱用防止に向けた広報啓発活動及び再乱用防止に向けた啓発の推進	薬物乱用や危険ドラッグ等に起因する事件・事故の撲滅に向けた広報啓発活動を推進します。また、薬物事犯検挙者等に対する再乱用防止の啓発を推進します。	保健医療局 警察本部 教育委員会
⑥9 子供に対する薬物乱用防止教育の推進	小・中・高校における薬物乱用防止教育を推進するため、薬物乱用防止教室等を開催します。	保健医療局 警察本部 教育委員会

⑦⑩ 関係機関との連携の推進	愛知県薬物乱用防止推進協議会と連携して薬物乱用防止のための啓発事業を総合的かつ効果的に推進します。	保健医療局 警察本部 教育委員会 防災安全局
⑦⑪ 薬物密売組織、乱用者等に対する取締りの推進	薬物密売組織及び乱用者に対する取締りを推進します。	警察本部

20 暴力団対策を推進します。

暴力団等の排除に関する広報啓発活動や、社会から孤立させるための対策を推進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑦⑫ 暴力団等の排除に関する広報啓発活動の推進	不当要求防止責任者講習や暴力団排除に関する講演の開催等により、暴力団排除の意識啓発を推進します。	警察本部 防災安全局
⑦⑬ 暴力団等を孤立させるための対策の推進	愛知県暴力団排除条例の効果的な運用を図り、暴力団等を社会から孤立させるための対策を徹底します。また、暴力団犯罪の取締りを推進するとともに、暴力団組織からの離脱支援及び組織を離脱した暴力団員に対する就労支援を行い、暴力団離脱者の社会復帰を促すなど、暴力団等を孤立させるための対策を推進します	警察本部 県関係局 教育委員会

21 サイバー空間の安全と安心を確保するための対策を推進します。

社会全体のセキュリティ意識の向上や、民間事業者等との連携による被害の未然・拡大防止対策を推進するとともに、匿名化されたサイバー空間における犯罪の取締りを推進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑦④ サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上	サイバー犯罪（注）に対する広報啓発活動を拡充し、社会全体のセキュリティ意識を向上させ、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	警察本部 防災安全局
⑦⑤ サイバーボランティア活動の促進	サイバー空間の安全・安心を確保することを目的として、サイバー犯罪を未然に防止するための広報啓発活動等を行う「サイバーボランティア」活動を促進します。	警察本部
⑦⑥ 民間事業者等との連携による被害の未然防止・拡大防止対策の推進	インターネットバンキングの不正送金を始めとしたサイバー犯罪や企業を対象としたサイバー攻撃の未然・拡大防止等を図るため、民間事業者等と共同対処協定等に基づき、情報共有を図り、共同して被害拡大防止対策を推進します。また、中小事業者情報セキュリティ対策支援ネットワーク内における情報共有を図るとともに、情報セキュリティ対策の支援を推進し、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	警察本部 防災安全局 経済産業局
⑦⑦ サイバー空間における取締りの推進	不正アクセス行為や犯罪を誘発するサイト、不正送金等サイバー空間における犯罪の取締りを推進します。また、サイバーパトロール等により違法情報の取締りを実施するとともに、有害情報への対応を強化します。	警察本部
⑦⑧ 他事業と連携した啓発活動の推進	特殊詐欺対策、侵入盗対策等他事業の広報機会を利用し、サイバーセキュリティに関する一口広報を推進するなど、情報発信、啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部

（注）サイバー犯罪：インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪、その他の情報技術を利用する犯罪をいう。

＜子供の安全対策の推進＞

22 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。

児童・生徒への安全教育や学校、地域での防犯教育の充実に取り組みます。また、登下校時及び学校内の安全確保のため、地域ぐるみで学校の安全体制の整備を進めるとともに、市町村、団体などとの連携強化を推進します。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑦9 教職員への安全教育研修の実施	教職員に対し、安全教育を目的とした研修を実施します。	教育委員会
⑧0 連れ去り事案等に対する実践的な防犯教室等の開催	全小・中・高校、特別支援学校において、子供の発達段階に応じた、体験・実践的な防犯教室や防犯訓練等を開催します。	教育委員会 警察本部
⑧1 校内の安全確保	学校の敷地内への不審者の侵入防止等、子供の安全確保のために、校内の施設・設備並びに学校の危機管理マニュアル等について、定期的に点検又は見直しを行います。	教育委員会
⑧2 通学路の安全対策の推進	通学路の点検や危険箇所の把握を行い、児童生徒に周知して、通学路における児童生徒の安全対策を推進します。	教育委員会
⑧3 放課後の安全確保	放課後子供教室や放課後児童クラブなど、子供たちが放課後等に安全で安心して過ごすことができる居場所を提供します。	教育委員会 福祉局
⑧4 防犯少年団活動の促進	児童の危険回避能力等の向上を目的とした「防犯少年団」の設立（モデル校の委嘱）を促進するとともに、その活動を支援します。	警察本部
⑧5 スクールガード活動の充実及び関係機関との連携を推進	スクールガード活動推進員を各小学校区1名以上指定します。研修会・情報交換会の開催を支援するとともに、警察等関係者との連携を推進します。また、特色ある取組内容を広く発信し、活動の充実につなげます。	教育委員会

⑧⑥ こども110番の家の充実	子供が身の危険を感じた時に助けを求めて駆け込める緊急避難場所として、こども110番の家の設置を充実します。また、委嘱先のこども110番の家に対し、安全情報の提供やマニュアル等の配布を実施します。	警察本部 県関係局
⑧⑦ 情報提供活動の推進	パトネットあいちや学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク等の不審者等の情報提供を推進します。	教育委員会 防災安全局 警察本部

参考：学校等における児童等の安全確保のための指針

学校等の設置者及び管理者に対して児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すもので、愛知県安全なまちづくり条例に基づき定め、2004年7月から施行している。

23 インターネット上の犯罪から子供を守る取組を推進します。

インターネット上の有害情報から子供を守るため、スマートフォン・携帯電話に対するフィルタリング等の普及促進を図ります。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑧⑧ 安全利用のための教育の充実及び保護者への啓発活動の推進	小・中・高校生等にサイバー犯罪防止講話を実施し、対象に応じたサイバー犯罪対処能力の向上を図るとともに、情報モラル教育を実施します。また、防犯教室、防犯講話、情報発信、啓発活動等により、SNS等の危険性を周知し、児童ポルノや未成年者略取誘拐等、子供が巻き込まれる犯罪への注意喚起を推進します。さらには、保護者に対する啓発活動を推進します。	教育委員会 警察本部 県民文化局 防災安全局
⑧⑨ 有害環境への対応	ウイルス対策ソフトやフィルタリングの導入等セキュリティ対策の強化を実施します。また、携帯電話販売店への立入調査を実施します。	県民文化局 警察本部

24 児童虐待防止の対策を推進します。

児童虐待防止に向けた継続的な啓発活動や児童相談センターの機能強化とともに、関係機関との連携や情報共有を推進し、社会全体で児童虐待を防止する体制づくりを進めます。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑨⑩ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の充実	児童虐待防止のキャンペーンやセミナー等を開催します。また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が適切に連携し、支援を必要とする家庭の早期発見と早期対応につなげるよう、市町村を支援します。	福祉局 保健医療局
⑨⑪ 虐待事案への対応強化	児童虐待対応の弁護士、精神科医師、法医学専門医師等の配置による児童相談センターの機能強化を図ります。また、虐待を受けた児童の適切な保護に努めます。	福祉局 警察本部
⑨⑫ 関係機関との連携の推進	市町村・児童相談センター・警察・医療機関・学校等地域の関係機関との連携の強化を推進します。	福祉局 警察本部

＜女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりの推進＞

25 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。

女性・高齢者を対象とする犯罪対策の充実を図ります。また、障害のある人が安心して暮らせるよう、本人や家族が相談できる体制づくりや虐待防止の啓発等に取り組みます。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑨⑬ 防犯力向上のための広報啓発活動の推進	女性・高齢者が被害に遭いやすい犯罪の対策や発生状況等について、広報紙、ホームページ、防犯教室、キャンペーン等により、広報啓発活動を推進します。	警察本部 防災安全局
⑨⑭ 性犯罪などに対する研修会等の開催	性犯罪などに対する研修会、女子学生等を対象とした防犯教室等を開催します。	警察本部 防災安全局

⑨⑤ 女性・高齢者を対象とする犯罪の抑止及び検挙活動の推進	女性・高齢者を対象とする犯罪に対し、抑止及び検挙活動を推進します。	警察本部
⑨⑥ 高齢者の見守り活動の推進	高齢者生活支援(見守り)ネットワークの調査・分析と情報提供など地域におけるネットワークづくりを支援します。 また、「愛知県高齢者等消費者被害見守りネットワークづくりのための関係団体連絡会議」の開催による情報交換や協議を始め、市町村の高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりの構築を促進します。	福祉局 防災安全局 県民文化局
⑨⑦ 障害者に対する相談支援活動及び障害者の虐待防止・権利擁護・差別解消の推進	障害者が地域で安心して暮らせるよう、市町や警察、福祉関係者等と連携し、本人や家族が相談できる体制づくりを推進します。また、障害者の虐待防止・権利擁護の推進に向けて、普及啓発等の研修を開催し、障害者差別解消に向け、相談及び紛争の防止等のための普及啓発を推進します。	福祉局

26 ストーカーやDVの対策を推進します。

ストーカーや配偶者からの暴力事案等（いわゆる「DV」）の防止対策の充実を図ります。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑨⑧ ストーカー・DV対策の広報啓発及び検挙活動の推進	ストーカーやDVの防止に対する啓発活動を実施するとともに、関係法令の適用による行為者の検挙や警告等を実施し、被害の未然・拡大防止を推進します。	警察本部 県民文化局 福祉局 教育委員会
⑨⑨ 相談・支援体制の充実	関係する相談窓口の周知や早期相談を勧める広報を実施するとともに、DV対応の充実を図るための研修や市町村担当者会議を開催します。また、相談者の要望に応じた性別の職員によるストーカー・DVの相談を実施します。	警察本部 福祉局

⑩ 関係機関との連携の推進	愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を推進します。	福祉局
---------------	--	-----

＜犯罪被害者等への支援＞

27 犯罪被害者等を支援します。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、県民への理解促進のための広報啓発活動を実施します。また、相談・カウンセリングや情報提供の充実を図ります。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑩① 県民への理解促進のための広報啓発活動の推進	犯罪被害者等支援パネル展や犯罪被害者支援特別講演会を開催し、県民の理解を深める広報啓発活動を推進します。	警察本部 防災安全局
⑩② 相談・支援体制の充実	犯罪被害者等の相談・カウンセリングや情報提供の充実を図るとともに、再被害防止措置を推進します。	警察本部 県民文化局 防災安全局
⑩③ 関係機関との連携の推進	関係機関との連携を図るため、愛知県被害者支援連絡協議会を毎年度開催し、被害者支援に関する調査・研究等を推進します。また、情報提供等により、犯罪被害者等早期援助団体との連携の強化を推進します。	警察本部 防災安全局
⑩④ 犯罪被害者等への支援の強化に向けた条例の制定	犯罪被害者等基本法に基づき、県・県民・事業者・民間団体の責務や基本的施策を定める条例を制定し、居住・雇用の安定や経済的支援等の取組を推進します。	防災安全局

28 性犯罪・性暴力の対策を強化します。

被害者の尊厳を踏みにじる性犯罪・性暴力について、加害者、被害者、傍観者にさせないための、社会的取組を推進し、対策の強化を図ります。

主要事業	事業計画等	実施部局
⑩⑤ 啓発・教育活動等を通じた性犯罪・性暴力への意識改革の推進	性暴力被害防止セミナーを始め、防犯講話、防犯教室、その他啓発活動等により、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための、啓発・教育活動を推進します。	県民文化局 防災安全局 始め関係局 教育委員会 警察本部
⑩⑥ 性犯罪・性暴力被害者に対する相談・支援体制の強化	公社）被害者サポートセンターあいちを核とした、性犯罪等被害者の支援を強化します。また、SANE（注）の養成、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営・強化等により中長期的な性犯罪・性暴力被害者の支援を推進します。	防災安全局 警察本部
⑩⑦ 被害者心理に寄り添った性犯罪捜査の推進	性犯罪被害者が、被害申告、被害相談をしやすい環境整備を推進します。また、被害者の希望に応じた性別の警察官が対応する等、被害者の心情に配慮した捜査を推進します。	警察本部
⑩⑧ 関係機関と連携した対策の推進	性犯罪・性暴力被害者支援連絡会議開催等により、関係機関と連携を深め、性犯罪・性暴力に適切に対処できるよう、情報共有を推進します。	防災安全局 警察本部

（注）SANE：Sexual Assault Nurse Examiner の略。性暴力被害者支援看護師を指し、性暴力被害者の法医学検査に関する上級教育を受けた看護師。主に、緊急医療支援を行い、被害者の心と体の回復に向けて、寄り添いサポートを行う。